

由利本荘市低入札価格調査取扱要綱

平成21年12月4日

改正 平成23年3月15日 平成24年3月5日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び製造の請負(以下「工事等」という。)の契約の締結に当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(地方自治法施行令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合における落札者の決定に関し、必要な手続を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を採用する工事等は、設計金額が3,000万円以上のものとする。ただし、工期上の理由等により、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査基準価格)

第3条 契約権者は、案件ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した契約がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第4条 入札執行者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格(以下「最低入札価格」という。)が、調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留し、当該最低入札価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)を対象として低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の低入札価格調査は、別に定める失格判断基準に該当するものであるか否かの調査(以下「失格判断基準調査」という。)及び別に定める事項についての資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法による調査(以下「詳細調査」という。)により行うものとする。

(指名審査調整会議への報告)

第5条 入札執行者は、前条の規定により調査を行った結果について、指名審査調整会議(以下「会議」という。)に報告するものとする。ただし、前条第2項に規定する失格判断基準に該当するものであるときは、会議への報告を行わないことができるものとする。

(会議の審査)

第6条 会議は、前条の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする。

2 会議は、前項による審査を終えたときは、審査結果について入札執行者に通知するものとする。

(落札者の決定)

第7条 入札執行者は、前条第2項の通知が、契約の内容に適合した履行がされると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、前条第2項の通知が、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる旨のものであったとき、又は第4条第2項による失格判断基準に該当するものであったときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

3 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。なお、次順位価格の入札者が調査基準価格を下回る価格であったときは、同様の手続きによるものとする。

(落札者等に対する通知)

第8条 市長は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって入札した者等で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。